

子育て世帯の生活を支援するために
一時金を支給します！



<子育て世帯への臨時特別給付金>

「子育て世帯への臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する国の取組の一つとして、児童手当を受給する世帯に対する臨時特別の給付金（一時金）を支給するものです。

●支給対象者

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者の方に支給します。
※特例給付（子ども1人当たり5,000円/月）の対象となっている方は除きます。

●対象児童

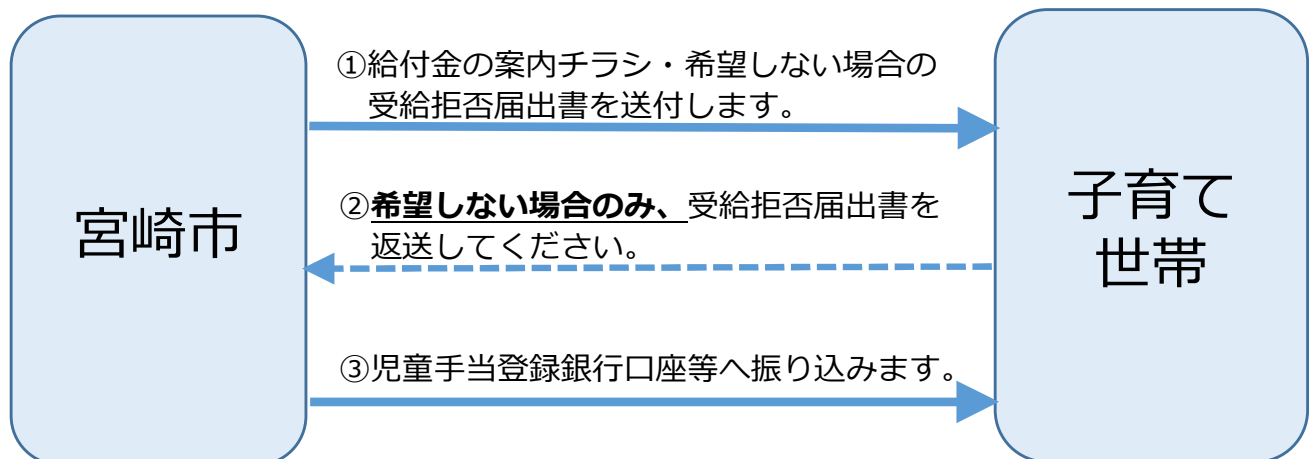
平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子どもが対象です。
※新高校1年生を含みます。

●支給額

対象児童1人につき1万円です。

原則、申請は不要です。

※公務員の方は申請が必要となるため、所属庁（勤務先）から案内があります。



Q & A

Q. 「宮崎市子育て世帯応援給付金（5,000円）」とは別途支給されるのですか？

A. 別途支給されます。「宮崎市子育て世帯応援給付金」は宮崎市独自の支援です。



Q. いつ頃振り込まれますか？

A. 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者には、6月11日(木)に支給しました。公務員の方については、申請を受け付けたうえで審査し、7月上旬から順次支給をする予定にしています。

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日※時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、転入された方は、転入前の市町村にお問い合わせください。

※基準日・・・令和2年3月31日（新高校1年生については令和2年2月29日）

Q. 公務員への支給方法はどちらになりますか？

A. 公務員の方は、所属庁（勤務先）の証明（児童手当を受給していること）を受け、本人が宮崎市に申請してください。

お問い合わせは



宮崎市コールセンター
電話：0985-25-2111

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに宮崎市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに宮崎市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。